

ID: 3028

担当部署: 生活環境課

処分の概要	経営の許可		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条第1項		
法令番号	昭和23年法律第48号		
<p>【基準】 法第10条第1項の規定による。 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日